

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第十一号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令及び納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令（案）について

1. 改正の背景

- 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第十一号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令第1条においては、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号又は第五号から第十一号までに掲げる事務を取り扱う郵便局ごとに、公衆の見やすい場所に、当該事務を取り扱わせることとした地方公共団体、取り扱う事務の内容及び当該事務の取扱時間を掲示しなければならない旨規定されている。
- 納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令第1条においては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十四条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げる業務を実施する特定業務取扱事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、当該業務の実施を委託した地方公共団体、実施する業務の内容及び当該業務の実施時間を掲示しなければならない旨規定されている。
- 令和4年6月にデジタル臨時行政調査会において「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定され、代表的なアナログ規制の7項目について見直しの基本的な考え方が示された。上記の省令の規定は、当該アナログ規制の7項目のうち「書面掲示規制」に該当し見直しが必要であるため、一部改正を行う。

2. 改正の内容

- 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第十一号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令第1条、納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令第1条に基づく掲示の方法について、書面で掲示するとともにウェブサイトへの掲載により公表しなければならないこととする。

3. 公布日・施行日（予定）

公布日 : 令和5年12月下旬（予定）

施行日 : 令和6年4月1日